

Press Release

アスリード・キャピタル プーティーイー エルティーディー (ASLEAD CAPITAL PTE. LTD.)

2021年7月28日

富士興産株式会社株主の皆様 及び 関係者各位

公開買付期間延長のお知らせと、公開買付者らの意向の追加説明
Notice of Extension of the Tender Offer period and
Additional Explanation of Offerors' thinking

アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド（「公開買付者ら」）は、富士興産株式会社（「対象者」）の普通株式の公開買付け（「本公開買付け」）を2021年4月28日より開始しています。なお、公開買付者らは、アスリード・キャピタル プーティーイー エルティーディー（「アスリード・キャピタル」）との間で投資一任契約を締結し、その資産の運用を委託しています。

大変残念ながら対象者経営陣は勝手な憶測と意図的な誤認を交えた悪意のある対応に終始しており、我々は、このような状況をこれ以上看過することはできません。我々は、本公開買付けが成立するまで、本公開買付け成立後の取り組みについて経営陣との対話を控えておりますが、対象者経営陣が我々の意向と異なる事実を我々の意向であるかのように対外的に公表し、従業員や取引先などに伝達していることには強く抗議すると共に、我々の考え方を改めて説明しておきたいと思えます。

株主の皆様におかれては、引き続き本公開買付けへの応募をお願いします。株主総会で差別的な新株予約権発行による買収防衛策が可決されましたが、これは現在裁判所で争っております。裁判所が差別的な新株予約権の発行の差止めを命令すれば、株主総会での決議に関わらず、公開買付者らに対する買収防衛策を発動できなくなり、本公開買付けの継続が可能となります。

裁判所により新株予約権の発行が差し止められなかった場合には、本公開買付けは撤回する予定です。その場合は、応募していただいた株式を返還しますので、株主の皆様は、従前どおり、いつでも自由に売買が可能になります。本公開買付け価格である1,250円で売却する選択肢を確保するためにも、まずは本公開買付けへの応募をお願いします。

■ **本公開買付けへの改めての応募のお願い**

- ▶ 本公開買付けは2021年8月5日まで期限延長されております。株主の皆様には、**引き続き本公開買付けへの応募をお願いいたします。**
- ▶ 本公開買付けへの応募に関するご連絡先は以下の通りです。

個人株主の皆様

マネックス証券株式会社

〒107-6025 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル 25階

ウェブサイト：<https://www.monex.co.jp>

電話番号：0120-846-365（フリーダイヤル） | 03-6737-1666（固定電話以外）

公開買付応募申込み（オンライン）：https://info.monex.co.jp/news/2021/20210428_04.html

個人株主以外の株主の皆様

三田証券株式会社

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 3-11

ウェブサイト：<https://mitasec.com>

電話番号：03-3666-0715

公開買付応募申込み（オンライン）：https://mitasec.com/take_over_bid/2659/

なお、公開買付者の本件に関する意見は下記の通りです。

詳細は本公開買付けに関する当社特設サイトに掲載していますので、併せてご確認ください。

<https://www.aslead.com/fujikosan/>

1. 上場会社である以上、経営陣の意思で株主は選べないこと

- 企業が株式を証券取引所に上場することとは、公開買付けにより株式が取得される可能性も含め、株式を自由に売買されることを大前提として判断することです。経営陣の意向にそぐわない（気に入らない）投資家も株主になりえることを選んだのは、対象者の取締役会です。
- 買収防衛策を導入し、経営陣が気に入らない株主に 20%以上株式を持ってないようにしても、その他の「気に入らない投資家」に株を買わせないようにしたり、強制的に保有株を売却させたりすることはできません。このように、気に入らない投資家には株主になって欲しくないというのは、株式を上場していることと矛盾します。そのような経営姿勢を維持するのであれば上場を維持するべきではありません。

2. 公開買付けについての株主の意思は、その応募で判断されるべきです。経営陣が勝手に株主の意思を判断して、公開買付価格での売却機会を消滅させることはあってはなりません。

- 我々は、公開買付けにより全ての株主の皆様は 1,250 円での売却機会を提供しているにもかかわらず、経営陣が自らの勝手な判断でその機会を阻止することがあってはなりません。経営陣が、本公開買付価格が適正かについて意見を述べたとしても、経営支配権維持の目的で買収防衛策を導入し、株主自身の意思による売却機会を妨害するべきではありません。
- 経営陣は、我々が提示している一株当たり 1,250 円という公開買付価格は廉価であると意見表明していますが、それを根拠に本公開買付けを阻止するのであれば、経営陣はこの価格を上回ることにコミットするべきです。先日の定時株主総会にて、買収防衛策の導入により本公開買付けを阻止することで株価が上がると思っているのかと保谷社長に問いましたが、残念ながら株価については意見を差し控えるとの回答しか得られず、買収防衛策導入の公表後、株価が公開買付価格を下回っているにも関わらず、今なお株主価値向上に関する具体的な施策は何ら公表されていません。
- そればかりか、対象者経営陣は、買収防衛策の導入の必要性の根拠として、我々による本公開買付けが成立すれば企業価値が毀損すると根拠の無い主張をしています。
- 公開買付者らが提示した 1,250 円という公開買付価格を上回る株価実現にコミットしないまま本公開買付けを阻止するのであれば、5 月 28 日付け本公開買付けへの反対意見表明のプレスリリースにて自ら示した「アスリード・キャピタル以外の者も募り、内部資料も提供し新中期経営計画に基づくインカムアプローチでの企業価値も含めて企業価値評価をした参加者から、有利な条件を引き出した上で、株式を売却する」との選択肢、すなわち 1,250 円を上回る公開買付価格を提示する買い手候補を実際に募

ってみるべきです。選択肢があると言いつつ、実際には実行しない又は実行できないのであれば、その主張は虚偽であり、株主に対して重大な誤解を生じさせる判断材料を与えていることとなります。

- 株主の皆様には、本公開買付けに応募すれば 1,250 円の公開買付価格での株式売却が実現できることを改めてご認識いただけますようお願い申し上げます。経営陣は、机上の計算結果として公開買付価格を上回る価格が計算されたと主張されていますが、実際にその価格で株主の皆様が売却できる機会を提供されているわけではないことにご留意ください。

3. アスリードは取引先や従業員などステークホルダーのことを考えており、ステークホルダーの持続的利益の最大化の上での企業価値・株式価値向上を目指して欲しいと考えていること

- 我々は、投資先企業は、何らかの形で社会の発展に貢献するために持続的な成長を目指すべき、と考えています。そのためには、株主のみならず、取締役や従業員、取引先、金融機関など様々なステークホルダーが存在することを理解し、バランスよく各ステークホルダーの利益の最大化を目指す視点を持って事業運営をしていただきたいと思います。
- 対象者経営陣は「アスリード・キャピタルが支配権を有した後は、石油事業を整理する、あるいは継続したとしても取引先からの信頼・信用を失い、毀損するおそれがあります」などと説明をしていますが、根拠無き断定であると言わざるを得ません。
- 我々は、石油事業を整理するなど発言した事実はありませんし、そのようなことは考えていません。取引先からの信頼を失う根拠もありません。対象者の特約店会であるフックール会及び従業員の方々から反対の意見が出されたことは拝見しましたが、反対のご意見の根拠は、我々が支配権を取得したら石油事業を整理するとか、取引先との取引関係を悪化させるなど、我々が発言はおろか考えすらしていないことを、あたかも実際に計画されていることかのように経営陣が主張したにすぎないと認識しています。我々は、対象者及び対象者子会社の取引先又は顧客とは引き続き関係を維持して頂きたいと考えております。従業員の削減も考えていません。労働条件の変更も考えていません。経営陣の主張は、事実無根です。

4. 我々は、対象者の支配権の取得及び非公開化を目的とする本公開買付けを実施していますが、経営は経営陣に委ねる方針ですので、株主共同の利益を毀損することはあり得ません。また本公開買付けは、株主共同の利益の毀損可能性をそもそも考える必要が無いものです。

- 我々は、対象者の支配権の取得及び非公開化を目的とする本公開買付けを実施していますが、支配権の取得後も、現経営陣に引き続き経営を委ねる方針です。つまり、我々の支配権の取得後も、現経営陣の経営方針が維持されます。従って、現経営陣の経営方針が適切である限り、我々が支配権を取得し、非公開化しても、経営陣が主張しているような株主共同の利益が毀損されるということはありません。経営陣の主張は、株式会社における株式の所有と経営の分離という概念を無視したものです。
- 経営陣は、アスリード・キャピタルらは独自の経営方針をもっていないことを理由に株式を保有することは不適切であると主張していますが、我々は機関投資家であり、事業運営に関する独自の経営方針が無いのは当然です。我々の経営方針とは、事業会社の経営は経営陣に委ね、株主としての建設的な対話と株主権の行使を通じて、経営方針が最善であるか対話を通じて定期的に確認し、経営陣が企業価値最大化に資する経営を行うよう規律付けしていくことです。それに加えて、会社経営における執行と監督の分離、すなわち経営を監督するために、公開買付け成立後は対象者取締役会の過半未満の人数の取締役

をアスリード・キャピタルが指名する者となるよう対象者に要請する方針です。例えば、重要資産の売却や、他の企業の買収、他の企業との統合、大規模な株式発行などの企業活動（コーポレートアクション）に関して、対象者の経営陣に白紙委任するわけではなく、それらコーポレートアクションの必要性・目的・目的に合致した手段であると経営陣が考える理由などについての説明を経営陣に求め、それらが企業価値向上に資すると納得できる場合には賛成し、できない場合には反対します。なお、場合によっては、対象者の経営陣に対して、代替するコーポレートアクションを検討する余地は無いが、積極的に確認することも想定しております。

- 先般の対象者の定時株主総会にて、保谷社長に対して、前中期経営計画も事実上未達に終わっているものの経営責任について自覚している様子が見られないことを指摘し、先日発表された新中期経営計画も未達に終わった場合にはどのような経営責任を取るのかと問いかけましたが、経営責任を取るか取らないかはその時になってから考えるという曖昧な回答しか出てきませんでした。やはり対象者が長年にわたり利益の伸長と企業価値の向上を実現できなかったのは、これまで経営の規律付けが有効に機能していなかったことが主因となっていたと考えざるを得ません。
- また、そもそも本公開買付けは、買付予定数に上限を設けていません。株式併合などを通じて、対象者株式の全ての取得を目指していることから、株主の皆様には株主共同の利益が毀損される可能性を心配する必要がありません。もし、本公開買付けが成立した後に開催される対象者の臨時株主総会で、本公開買付けに応募しなかった株主の方々が株式併合に反対し、株式併合議案が否決された場合には、対象者は引き続き上場を維持します。また、上記のとおり、我々は対象者の経営陣に引き続き経営を委ねますので、いずれにしても株主共同の利益は毀損されません。さらに、本公開買付けが成立した後に予定している二段階買収の手続（株式併合など）において、対象者株主に交付される対象者株式1株あたりの金銭は、本公開買付けの公開買付価格と同額となる予定です。そのため、本公開買付けに応じなかった株主が、公開買付価格を下回る金額で株式売却を強いられることは起こりえません。

5. アスリードは、ENEOS との関係は重要と認識していること。ENEOS が賛同していないことは明らかであるとの主張が誤りであること

- 我々は、対象者からの質問に対し「ENEOS との取引関係は大事であり、取引関係は維持していただきたいと考えている」と明確に回答しており、関係を断つべきと示唆した事実はありません。対象者経営陣は、本公開買付けにより ENEOS との関係が悪化し、仕入に支障が生じ、損失が生じうるため、本公開買付けについて ENEOS から事前に理解をもらえるよう行動するのが通常である、と主張していますが、インサイダー取引規制などを踏まえると、公開買付けを実施する予定であることを事前に第三者に伝えることは実務上極めて困難です。
- 本公開買付け開始後の 2021 年 6 月 1 日に、我々は ENEOS 経営陣と面談を持たせていただいております。席上、本公開買付けの応募へのお願いするとともに、インサイダー取引規制の観点から公開買付けに関する情報は事前にお伝えできなかったこと、そして我々としては本公開買付け成立後も対象者とは引き続き良好な取引関係を継続して頂きたいと願っていることお話し申し上げました。
- 本公開買付けが成立した場合に、対象者との取引関係に支障が生じるといった意見を少なくとも我々は ENEOS から頂いておりませんし、本公開買付け開始前にお話しできなかったことについては ENEOS としては状況は理解できるので気にしていませんとの意見を頂いております。対象者は上場会社であり、公開買付けによる株主の変更も含め、株主構成が変わる可能性は常に存在することも ENEOS は承知し

ておられると認識しています。そのような状況の下、株主構成の変化を理由として ENEOS が対象者との取引関係を見直すなどを考えるとは思えませんが、もし対象者が、本公開買付けが成立した際には対象者との取引関係に支障が生じると ENEOS より聞いているなど事実があるのであれば、それは株主の皆様が本公開買付けに応募されるかどうかの意思決定にも影響が出る話かと思しますので、対象者経営陣は速やかに開示して下さるようお願いいたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先: info@aslead.com

免責事項

勧誘規制

本プレスリリースは、本公開買付けの公表に関して作成されたものであり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込の勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）の内容又はその配信の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

将来予測

本プレスリリースには、将来に関する記述が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれら将来に関する記述と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、かかる将来に関する記述が結果的に正しくなることについて何ら保証することはできません。本プレスリリースの中の将来に関する記述は、本プレスリリースの作成の時点で公開買付者らが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。